

# 「教育資金のご利用状況のお知らせ」 ご確認いただきたいポイント 12月末基準

## 教育資金のご利用状況のお知らせ（見本）

### 教育資金贈与信託 教育資金のご利用状況のお知らせ

いつも格別のお引立てにあずかり、ありがとうございます。  
教育資金贈与信託のご利用状況をご案内申し上げます。

基準日：20YY年 12月末日  
作成日：20YY年 1月 27日

お取引番号 999-12121212 信託契約日 20YY年 M月 D日 信託財産交付日(満期日) 20YY年 M月 D日

#### 【信託金の明細】

内容	金額
A 非課税提出額(贈与を受けた額)	5,000,000 円
B 追加贈与額	円
C 信託金からの払い出し額	200,000 円
D 20YY年以前の累計	500,000 円
E 信託残高(金銭信託の残高) A+B-(C+D)	4,300,000 円

#### 【20YY年の領収書等のご提出状況】

内容	金額
F 教育資金(領収書) 学校等	20,000 円
G 教育資金(領収書) 学校等以外	80,000 円
H 教育資金(明細書) 学校等	10,000 円
I 教育資金(明細書) 学校等以外	20,000 円
J 領収書等提出必要額	70,000 円
K 明細書提出可能額	210,000 円

#### 【20YY年以前の領収書等のご提出状況】

内容	金額
L 教育資金(領収書および明細書) 学校等	150,000 円
M 教育資金(領収書および明細書) 学校等以外	300,000 円
N 贈与税課税対象額	50,000 円

#### 三菱UFJ信託銀行

お取引店:

<専用お問い合わせ窓口>

教育資金贈与信託 まごしあわせフリーダイヤル  
電話番号：0120-05-4807(平日9:00~17:00)

#### 【ご案内事項】

- 本お知らせの各項目の詳細な説明は当社ホームページに掲載しておりますので併せてご覧ください。
- 「信託金からの払い出し額(C欄)」  
教育資金等の領収書がお手元にある場合は、払い出し期限(12月31日)までに「まごよろこぶ」口座から払い出しをお願いします。
- 「領収書等提出必要額(J欄)」  
該当金額分の領収書等のご提出が必要ですので、提出期限(払い出し翌年3月15日)までに領収書等を当社へご提出ください。提出期限までにご提出がない場合は、贈与税課税対象となります。
- 「贈与税課税対象額(N欄)」  
前年以前に提出された領収書等の金額に対して「まごよろこぶ」口座からの払込金額が多い場合に表示されます。再利用率をご希望の場合、詳細は裏面ご案内の戻し入れ手続きをご覧ください。

#### 各項目の表示内容

A 委託者さまからの贈与金額	A 新規ご契約時の贈与金額
B 追加贈与金額	B 追加贈与金額
C 教育資金贈与信託(以下「まごよろこぶ」)	C 基準年の払い出し金額
D 口座からの払い出し金額	D 基準年の前年以前の払い出し金額
E 基準年12月31日現在の「まごよろこぶ」口座の残高	
F 基準年に支払った教育資金額	F お支払先:学校等 (弊社へ領収書等をご提出済)
G 基準年に支払った教育資金額	G お支払先:学校等以外(弊社へ領収書等をご提出済)
H 基準年に支払った教育資金額	H お支払先:学校等 (弊社へ明細書をご提出済)
I 基準年に支払った教育資金額	I お支払先:学校等以外(弊社へ明細書をご提出済)
J 基準年に「まごよろこぶ」口座から払い出したが、弊社へ領収書または明細書(以下「領収書等」)未提出分の合計金額	
K 基準年分として明細書をご利用可能な合計金額 (=年間ご利用可能額24万円-(H+I))	
L 基準年の前年以前に支払った教育資金額	L お支払先:学校等 (弊社へ領収書等をご提出済)
M 基準年の前年以前に支払った教育資金額	M お支払先:学校等以外(弊社へ領収書等をご提出済)
N 基準年の前年以前に「まごよろこぶ」口座から払い出したが、弊社への領収書等未提出分の合計金額	

【注】学校等以外の教育資金の限度額について  
学校等以外の教育資金については500万円が上限となります。(G欄+欄+M欄の合計額)  
上限額を超える領収書等をご提出の場合は、500万円までの登録となります。

## 1. 「領収書等提出必要額」(J欄)をご確認ください

「領収書等提出必要額」(J欄)に1円以上の金額の記載がある場合、基準日現在において該当金額分の領収書等を弊社へご提出いただけていないことを示しています。  
領収書等提出必要額 = 基準年の払出金額 - (ご提出済みの領収書等・明細書)

【注】基準日直前にご提出された領収書等は反映されていない場合があります。  
また、審査の状況によっては基準日以降の領収書等の金額が含まれている場合がございますのであらかじめご了承ください。

## お手元に未提出の領収書等はありませんか

### ご提出期限

ご提出方法	領収書等・明細書のご提出期限
アプリ	3月15日【23時59分まで】
郵送	3月15日【当日消印有効】

## 2. 「贈与税課税対象額」(N欄)をご確認ください

### 贈与税の課税対象

「贈与税課税対象額」(N欄)は前年以前にご提出された領収書等の金額に対して「まごよろこぶ」口座からの払出金額が多い場合に表示されます。  
この金額は「まごよろこぶ」口座終了時に贈与税の課税対象となります。

【注】現行の税制では、以下①~④の合計額が110万円以下(贈与税の基礎控除額以内)であれば贈与税は非課税となります。  
① ご契約終了時の「まごよろこぶ」口座の残高(E欄をご参照ください)  
② ご契約終了時の領収書等提出必要額(J欄をご参照ください)  
③ ご契約終了時の贈与税課税対象額(N欄をご参照ください)  
④ ご契約終了年に「まごよろこぶ」以外に受けた贈与財産額  
・ 贈与税課税対象となる場合には、ご契約が終了した年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告、納付が必要となります。  
・ 税制に関する事項については、税務署や税理士等にご確認ください。

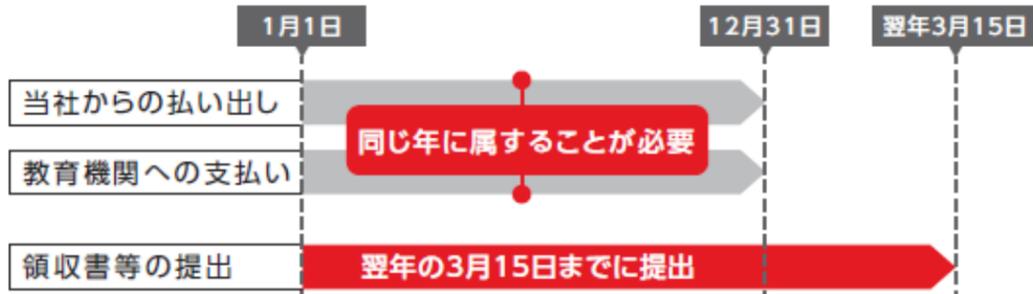
### N欄の非課税適用には

「贈与税課税対象額」(N欄)の金額を「まごよろこぶ」口座へご入金(戻し入れ)のうえ改めて教育資金として払い出すことにより、非課税適用の対象となります。  
インターネットバンキングまたは郵送により戻し入れ手続きができます。  
受付期間は7月1日から12月31日です。詳細は弊社ホームページをご覧ください。

## ご案内Ⅰ 未提出の領収書等をご提出ください

### 概要

教育資金の領収書等・明細書はお早めにご提出ください。  
ご提出期限を過ぎた場合、非課税適用を受けられなくなりますのでご注意ください。



## ご案内Ⅱ 「まごよろこぶ領収書提出アプリ」で簡単にご提出いただけます

- アプリストアから「まごよろこぶ」と検索して、アプリをダウンロードしてください。
- アプリで「まごよろこぶ」口座からの払い出しのお手続きはできません。別途、インターネットバンキング、ご郵送にて払い出しのお手続きをお願いします。

### アプリの特徴

- アプリでお支払内容を入力し、領収書を撮影・画像を添付するだけで領収書等をご提出できます。
- 1万円(税込)以下のお支払は明細書によるご提出もできます(詳細はご案内Ⅲご参照)。
- 24時間365日いつでも領収書等・明細書をご提出いただけます。
- アプリでご提出いただいた領収書等・明細書について
  - ・当年を含む3年分の提出履歴を確認できます。
  - ・手続き状況も確認できます。
  - ・再提出も簡単です。
- システムメンテナンスの時間帯等、アプリがご利用できない場合があります。メンテナンス時間につきましては、当社ホームページの「お知らせ」でご案内いたします。

### 便利な機能のご紹介!

#### 新機能

スマートフォン内のアルバムに保存されている写真やスクリーンショットの添付が可能に

入力中の内容を一時保存可能

お気に入り画像を保存可能

受益者や複数口座の追加・切替が可能

### ステップ 1

教育機関から領収書等を受領



### ステップ 2

支払内容の入力



### ステップ 3

アプリに画像を添付



### ステップ 4

提出完了!



## ご案内Ⅲ 少額の教育資金のお支払いについては明細書をご利用いただけます

### 概要

**1万円(税込)以下**の教育費については、領収書等の代わりに**明細書**をご提出いただくこともできます。

- 少額(1万円(税込)以下)の教育資金については、明細書をご提出いただくことにより領収書等のご提出が不要となります。
- 年間(1月1日～12月31日)のご提出可能額に上限があります。
- アプリでのご提出をお勧めします。

年間ご提出可能額<sup>※1</sup>

合計24万円(税込)<sup>※2</sup>

※1 月間のご提出可能額には上限がありません。

※2 以下①②が属する年は当該年の契約月数×2万円となります。

#### ①信託契約日

例: ご契約日(信託契約日)が20××年6月15日の場合  
20××年の年間ご提出可能額=契約月数7か月(6～12月)×2万円=14万円(税込)

#### ②信託終了日

例: 信託終了日が20××年10月15日の場合  
20××年の年間ご提出可能額=契約月数10か月(1～10月)×2万円=20万円(税込)

## ご注意事項

- お手元に未提出の領収書等がございましたら、お早めにご提出をお願いいたします。(2月中旬以降は領収書等・明細書の受付手続きが大変混み合うため、お手続き完了までにお時間をいただいております)
- アプリでご提出いただいた後、弊社より再提出の依頼(通知)があった場合は、ご連絡内容をご確認いただき、領収書等・明細書を再提出してください。領収書等のご提出と弊社での確認が完了していない場合、該当の教育費は非課税の適用を受けることができませんのでご注意ください。
- 郵送の場合、関連する補足書類等は領収書等と同じ封筒に入れてお送りください。

### 教育資金贈与信託のお手続きに関するお問合せ先

通話料無料

まごしあわせ  
**0120-05-4807**

ご利用時間 平日9時～17時(土・日・祝日等を除く)

※お問合せは、受益者ご本人さま(18歳未満の場合は親権者さま)からおかけくださいますようお願いいたします。